

伊達市省エネ家電購入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の消費や暮らしを支え、地域経済の活性化を図るため、住宅用として省エネルギー性能の高い家電製品に買い替えた市民に対し、予算の範囲内において交付する伊達市省エネ家電購入支援補助金（以下「補助金」という。）について、伊達市補助金交付規則（平成23年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「省エネ家電」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) エアコンディショナー（日本産業規格C9901（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるもの（寒冷地仕様のものを含む。）に限る。以下「エアコン」という。）
- (2) 冷蔵庫（日本産業規格C9901（目標年度2021年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるものに限る。）
- (3) 冷凍庫（日本産業規格C9901（目標年度2021年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるものに限る。）
- (4) テレビ（日本産業規格C9901（目標年度2026年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上であるものに限る。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 既存の家電を同品目の省エネ家電に買い替え、設置した者
- (2) 補助金申請日時点において、本市に住民登録がある世帯の世帯主
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）第2条第1号から第4号までに掲げる者に該当しないこと。

(補助対象省エネ家電)

第4条 補助の対象となる省エネ家電は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内にあり、かつ、申請者本人が居住する住宅（店舗併用住宅の住宅部分を含む。）又は当該住宅の敷地内に設置すること。
- (2) 購入価格が50,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以上であること。
- (3) 伊達市省エネ家電購入支援補助事業取扱事業者募集要綱の規定により登録を受けた事業者から購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したものを除く。）であること。
- (4) 既存機器を買い替えるために自ら購入し、設置したものであること（リース及びレンタルを除く。）。
- (5) 製造事業者による製品保証があること。
- (6) 令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に購入し、設置したものであること。
- (7) 国、地方公共団体その他の団体による補助金を受けて購入するものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は省エネ家電の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品、付帯設備等の費用及び配送料とする。ただし、次に掲げる額は除く

ものとする。

- (1) リサイクル処理に係る費用
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) クーポン券等による割引額
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（複数の省エネ家電を購入した場合は、それらの合計額）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、70,000円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、1世帯当たり1回限りとする。
(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、令和7年1月31日までに、次の各号に掲げる書類を添えて伊達市省エネ家電購入支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの
 - ア 購入日
 - イ 購入した店舗名
 - ウ 購入製品名又は型番
 - エ 購入費用及びその内訳
- (2) 製造事業者が発行した当該省エネ家電に係る保証書の写し（型番及び製造番号が記載されているもの）
- (3) 設置場所が分かる書類の写し（購入した省エネ家電の納品日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの）
- (4) 振込先口座の通帳（名義及び口座番号が分かるページ）又はキャッシュカードの写し
- (5) 買替え前の家電を処分する際の家電リサイクル券（排出者控え）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、伊達市省エネ家電購入支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、伊達市省エネ家電購入支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊達市省エネ家電購入支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項各号の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金交付決定対象者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないものとする。ただし、その財産が耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に規定する耐用年数をいう。)を経過し、又は市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(状況調査)

第12条 市長は、当該補助金の交付要件に定める内容の適切な実施等を確認するため、申請者及び交付決定を受けた者に対し、当該補助金に係る省エネ家電の設置状況に関する報告を求め、及び調査を実施することができるものとする。

(電子申請)

第13条 申請者が行う申請行為は、前各条の規定にかかわらず、市が指定する電子媒体により行うことができる。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第11条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

伊達市省エネ家電購入支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛名）伊達市長

申請者 (世帯主)	住 所 伊達市
	フリガナ
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	電話番号

※日中連絡の取れる番号をご記入ください。

伊達市省エネ家電購入支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助金を申請するに当たり、申請書裏面に記載されている誓約事項に同意します。また、補助金の交付事務に必要な内容に関し、世帯の住民基本台帳及び市税の賦課・納税情報を閲覧することについても同意します。

1 補助対象機器

対 象 機 器	メーカー名・ 機種名（型番）	購入先事業者名	購 入 日	設 置 日
<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫 <input type="checkbox"/> テレビ			月 日	月 日
<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫 <input type="checkbox"/> テレビ			月 日	月 日
<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫 <input type="checkbox"/> テレビ			月 日	月 日

2 補助金申請額

対象機器	(A)+(B) 補助対象経費			補助金申請額
	(A)本体価格 (税抜) ※室外機を含む	(B)その他費用 (税抜) ※工事費・配送料等	(A)+(B) 補助対象経費	
エアコン	円	円	円	C×1/2 (千円未満端数切捨て)
冷 蔵 庫	円	円	円	
冷 凍 庫	円	円	円	
テ レ ビ	円	円	円	
	合 計	C	円	円

※買替え前の対象製品の撤去に係る工事費、処分費、運搬費等は、補助対象外です。

3 振込先口座（申請者本人の口座に限る。）

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店名	本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人 (申請者本人)			

4 誓約事項

- (1) 申請者及び同一世帯員がこの補助金の交付を受けていません。
- (2) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の省エネ家電購入補助を受けていません。
- (3) 市が補助事業の適正な実施のため設置確認等の調査の申し出があった場合は、協力します。
- (4) 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額の全部又は一部の取消しがなされた場合は、速やかに返還します。
- (5) 伊達市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

5 添付書類（以下の書類が揃っていることを確認し、□にチェックを入れてください。）

<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し 購入日、購入した店舗、購入製品名又は型番、購入費用及びその内訳が記載されたもの
<input type="checkbox"/> メーカー発行の保証書の写し（型番及び製造番号が記載されているもの） ※製造したメーカーが発行している保証書を添付してください。
<input type="checkbox"/> 納品書等、設置場所が分かる書類の写し （購入した対象家電の納品日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの）
<input type="checkbox"/> 通帳（名義及び口座番号が分かるページ）又はキャッシュカードの写し
<input type="checkbox"/> 買替え前の家電製品を処分する際の家電リサイクル券（排出者控え）の写し

様式第2号（第8条関係）

文書記号
年 月 日

様

伊達市長

伊達市省エネ家電購入支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊達市省エネ家電購入支援補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

様式第3号（第8条関係）

文書記号
年 月 日

様

伊達市長

伊達市省エネ家電購入支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊達市省エネ家電購入支援補助金について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第9条関係）

文書記号
年 月 日

様

伊達市長

伊達市省エネ家電購入支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定した標記補助金について、伊達市省エネ家電購入支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記の理由により補助金等の交付決定の（全部又は一部）を取り消すこととしましたので通知します。

記

- 1 補助金取消額 円
- 2 取消しの理由